

宮崎市後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市（以下「市」という。）が、スポーツ、芸術、学術、文化、社会教育若しくは福祉保健の普及高揚に寄与し、又は経済の活性化を図り、若しくは地場産業等を育成し、豊かな市民生活の促進を図る催しその他の事業（これらに準ずるものを含む。）について、後援等を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が当該事業について賛同するもの。
- (2) 協賛 市が企画又は実施に直接参画しないが、事業の趣旨に賛同し、協力するもの。
- (3) 共催 市が当該事業の企画又は実施に参加し、主催者の一員として、責任の一部を負担するもの。
- (4) 後援等 後援、協賛又は共催のことをいう。

(後援等の承認基準)

第3条 前条の後援等は、次の各号のいずれにも該当するものに限り承認するものとする。

- (1) 事業の内容が、市の行政運営の方針又は施策の趣旨に合致していること。
- (2) 広く一般市民を対象とした事業であって、事業の実施場所が宮崎市内であること。ただし、当該事業の効果が広く市民に波及すると認められるもの、又は市民の幅広い参加が期待できるもの、若しくは本市を広く知らしめることが期待できるものである場合は、この限りではない。
- (3) 主催者（事業を主催する者であって、当該事業の企画又は実施に参加し、主催者の一員として、責任の一部を負担するものを含む。以下同じ。）の所在が明確で、事業の遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (4) 入場料等を徴収する事業にあつては、その金額が、規模及び内容に対し過重でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を行わないものとする。

- (1) 営利又は商業宣伝を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するものその他社会的な批判を受けるおそれがあるもの。
- (3) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (4) 金品の寄付、援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの。
- (5) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者の利益になるもの又はなるおそれがあるもの。
- (6) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの。

3 第1項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるものについては、後援等を承認することができる。

(後援等の申請)

第4条 後援等を受けようとする者は、後援等申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業の目的及び内容を明らかにする書類。
- (2) 主催者の概要及び活動の目的を明らかにする書類。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書。
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

(承認の可否の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、当該申請をした者に様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。

2 市長は、後援等を承認する際に、必要な条件を付することができる。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により後援等の承認を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は前条第2項の規定により後援等の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 承認に係る事業を中止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
 - 2 前項の規定による承認の取消しは、当該承認に係る事業の終了後であっても行うことができる。
 - 3 市長は、第1項の規定により後援等の承認を取り消したときは、その理由を付して、様式第4号により当該承認を受けた者に通知するものとする。
 - 4 市長は、後援等の承認を取り消したときは、当該承認の取消しに係る事業名、その理由等を公表することができる。
 - 5 後援等の承認を取り消された者が当該取消しによって受けた損害について、市は、その賠償の責めを負わない。
 - 6 市長は、承認の取消しを行った者に対し、以後、後援等を行わないことができる。

(実施結果報告書の提出)

第7条 市長は、後援等の承認を行った事業のうち、必要があると認めるものは、実施結果報告書(様式第5号)の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 宮崎市の名義による協賛若しくは後援又は共催の取扱い要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市後援等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の後援等の申請について適用し、同日前の後援等の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

後援等申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 所在（住所）
 団体等の名称
 代表者職氏名

下記のとおり後援等の承認について申請します。

記

1 事業概要等

1	後援等の区分	<input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 協賛 <input type="checkbox"/> 共催
2	事業の名称	
3	目的	
4	内容	
5	開催日時	
6	開催場所	
7	対象者及び参加予定人数	対象者（ ）、参加予定人数 名
8	料金徴収の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 円 ） ※有の場合、収支予算書を添付
9	その他後援等を申請している団体名	
10	誓約事項	次の内容をご確認のうえ、 <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 <input type="checkbox"/> 事業の内容が裏面「事業実施基準確認事項」の全ての項目に該当することを誓約します。
11	補助金等交付申請の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（担当課： ）
12	担当者氏名及び連絡先	担当者氏名： 電話番号：（ ）

※2～9については、添付書類に記載がある場合は記入する必要はありません。

2 添付書類

- (1) 企画書、チラシ及びパンフレット等、事業の概要がわかる書類
- (2) 主催団体の概要・団体規約、収支予算書等、その他参考となる資料
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（申請者が公益法人、特定非営利活動法人、国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等の場合は、添付不要）

※ ただし、1の表の「11 補助金等交付申請の有無」の欄が「有」で、補助金交付申請の担当課と本申請の担当課が同一である場合は、既に提出している書類については添付不要です。

(裏面)

事業実施基準確認事項

- ①営利又は商業宣伝を目的としたものではありません。
- ②公序良俗に反するものその他社会的な批判を受けるおそれがあるものではありません。
- ③特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるものではありません。
- ④金品の寄付、援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるものではありません。

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

殿

宮崎市長

後援等の承認について（通知）

年 月 日付で申請のあった件については、下記のとおり承認します。

記

1. 事業の名称

2. 後援等の区分 後援（協賛、共催）

3. 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 表 示 後援 宮崎市（協賛 宮崎市、共催 宮崎市）

5. 遵守事項

- (1) 事業計画を変更しようとするときは、速やかに届け出ること。
- (2) 実施結果報告書の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (3) 承認を受けた事業であっても、不正が確認された場合には承認を取り消すことがあるため、その際は直ちに名義の使用をやめること。
- (4) 登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努めること。

〔 文書取扱 〕

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

殿

宮崎市長

後援等の不承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった件については、下記の理由により不承認となりましたので、通知します。

記

1. 事業の名称
2. 不承認とした理由

〔 文書取扱 〕

様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

殿

宮崎市長

後援等の承認取消しについて（通知）

年 月 日付け 第 号で承認の通知をした下記の件については、
その承認を取り消します。

記

- 1 事業の名称
- 2 後援等の区分
- 3 理 由

〔 文書取扱 〕

様式第5号

実施結果報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

報告者 所在（住所）
団体等の名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号 により の承認を
受けた下記の件について、事業を実施しましたので報告します。

記

- 1 主 催
- 2 事業の名称
- 3 実施日時
- 4 開催場所
- 5 参加人数
- 6 他団体の後援等
- 7 事業の実績

※実施時のチラシ、パンフレットなどで未提出のものがあれば、添付してください。